

国際ITビジネス交流特区

都道府県名：

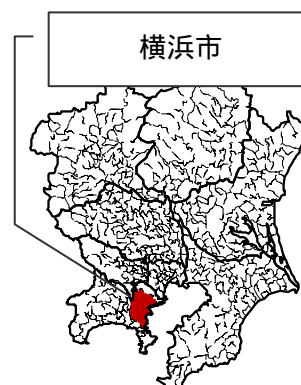
神奈川県

申請主体名：

横浜市

区域の範囲：

横浜市の区域の一部（横浜市港北区新横浜1丁目、2丁目の全部及び新横浜3丁目、小机町、新羽町、鳥山町の一部）



特区の概要：

横浜市の都心の一つに位置づけられている当該地区内には、半導体関連を中心に、外資系を含む300社を超えるIT関連企業が立地している。本特区構想では、当該地区のIT企業集積を活かし、国内外からのIT企業誘致やITベンチャー育成による更なるIT企業の集積強化及び立地企業間の連携促進を図り、国際的なITビジネス拠点形成を目指す。そのため、外国人入国、在留関連の規制緩和により、海外から企業、技術者、起業家等が進出しやすい環境づくり、海外とのビジネス交流がしやすい環境づくりを推進する。

適用される規制

の特例措置：

- ・外国人の入国、在留申請の優先処理
- ・外国人情報処理技術者の在留期間延長



新横浜 IT クラスター交流会の様子

<http://www.shin-yokohama.jp>